

2026年 3月 5日
全国港湾25発第56号
港運同盟発26一第8号

外国船舶協会

会 長 甲斐 督英 殿

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 竹 内



全日本港湾運輸労働組合同盟
会 長 足 立 賢 次



港湾労働政策に関する申入れ

貴台に於かれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃より港湾運送事業や港湾労働に対しますご理解とご協力に心より感謝申し上げます。

私たちは、港湾運送秩序の維持と港湾労働の安定は不可分一体のものとして捉えるところであり、そのために港湾利用者のご理解とご協力が必要不可欠と考える次第です。周知の通り、私ども港湾労働組合は、港湾産業が我が国の経済と物流を支える産業として健全に発展し、港湾労働者が安心して働き続けることのできる環境を整えるべく日夜努力しています。

以上の立場から、下記の諸課題について貴意回答を示され協議することを申し入れます。

記

1. 港湾の適正料金について

- (1) 国土交通省港湾局は港湾運送サービスを船社・荷主に対して持続的に安定して提供できるよう港湾荷役の適正な取引環境の実現を示した「港湾労働者不足対策アクションプラン2025」実態調査の中でも、原価に見合う料金（深夜・休日の割増料、待機・長期蔵置保管料等或いは人件費、設備費、燃料費等）の収受ができていない港運事業者の実態が明らかにされ、「港湾運送料金の適正収受と商慣行の改善のためには船社・荷主の協力が必要」と記載されている。

政府が推し進める「価値創造のための転嫁円滑化施策」「取引適正化に向けた5つの取り組み」に基づき、多重構造化している港湾産業全体の職場環境整備や港湾労働者の待遇改善ができる適正な料金収受が行えるよう、関係官署と共に周知を行っていくこと。

(2) 更に、取引環境の改善として“港湾運送事業における適正取引推進のためのガイドライン”が2月に取りまとめられた。直接関わる船社・荷主だけでなく、港湾経由の物流の恩恵を享受するサプライチェーン全体の理解も促し、適正取引を推進することが示されている。これらを実効性あるものにするための周知を行うこと。

2. 港湾運送の安全・安心を確保する措置について

(1) SOLAS 条約改定（2016.4）による重量証明の義務化では、荷主自らの証明となっていることで、過積載や偏荷重による道路などインフラへの影響が危惧されている。陸上に限らず、港湾作業時や海上輸送を担う船舶自体にも影響を及ぼすため、双方の情報共有による安全確保の観点から、港湾運送事業者の第三者機関証明を以て対応するよう荷主団体及び関係行政への働きかけを要請する。

(2) 荷主による液体物のフレキシブルバック使用は、陸上輸送で多数の事故を引き起こしている。危険物を含む輸送もあり、海上輸送に於いても船舶が重大事故に巻き込まれる危険性がある。したがって、荷主に対し液体貨物に特化したタンクコンテナの使用を要請することと共に、関係行政と連携を図った周知を行っていくこと。

3. アライアンス再編に伴う港湾就労について

船会社のアライアンス再編や航路再編、またターミナル統合再編に至っては、港湾運送事業並びに港湾労働に深刻な事態を惹起させることを十分認識した上で、一方的な都合で再編を強行することが無いよう、港湾産別の協定を遵守した対応を図ること。そして、日港協を介した事前協議制度を尊重し、船社の責任を自覚したうえで港湾労働者の雇用や職域に影響を及ぼさないよう慎重な対応を要請する。

以上